

松江市食育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 学識経験者を含め幅広く市民及び関係者の意見や意向を取り入れ、松江市食育推進計画(以下「計画」という。)を策定するため松江市食育推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は25人以内で組織し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は平成20年3月31日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

(任務)

第3条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、市長に報告するものとする。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することは出来ない。

3 委員会には必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことが出来る。

(記録)

第5条 委員会の会議の内容は、事務局において要点筆記により記録する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、市健康福祉部保健福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成19年6月28日から施行する。

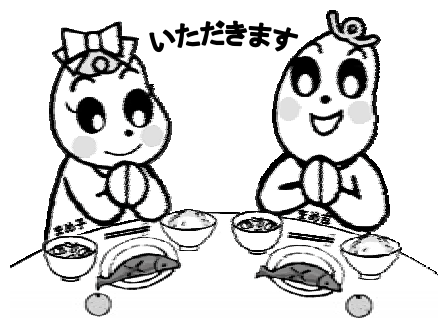
(召集の特例)

2 最初に召集される委員会は、第4条の規定に関わらず市長が召集する。

松江市食育推進計画策定委員会 委員名簿

役職	氏 名	所属
委員長	平塚 貴彦	島根大学
副委員長	名和田 清子	県立大学短期大学部
委員	芦田 龍雄	地区社会福祉協議会会長会
委員	大岩 睦子	松江市小・中学校 PTA 連合会
委員	恩田 祥雄	松江市町内会・自治会連合会
委員	菊池 伴子	(社)島根県栄養士会
委員	木村 紀子	松江・八束地区栄養士会
委員	桑原 浩幸	くにびき農業協同組合
委員	小谷 考二	漁業協同組合 JFしまね
委員	宍道 正年	松江市小学校長会
委員	新谷 佳弘	松江市保育所(園)保護者会連合会
委員	西尾 公恵	松江市幼稚園 PTA 連合会
委員	林 満智子	松江市食生活改善推進協議会
委員	原田 吉祥	松江商工会議所
委員	日高 姫子	松江市消費者問題研究会
委員	平野 靖雄	松江商工会議所
委員	藤村 昇	松江市中学校長会
委員	古都 美智子	松江市食生活改善推進協議会
委員	松本 恵利子	松江保健所
委員	松本 雅子	松江市公民館長会
委員	安井 美恵子	松江市保育研究会
委員	山田 綾子	松江市食生活改善推進協議会

(五十音順)



発行日 平成 20 年 3 月
発 行 松江市健康福祉部保健福祉課
松江市末次町 86 番地
電話 : 0852-55-5319